

資料1

議長・副議長の互選について

北九州市社会教育委員会議関連法規

社会教育法

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

北九州市社会教育委員条例（平成27年7月3日公布、8月29日施行）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

第3条 委員の定数は、15人とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員は、その事情により、任期中であっても解嘱することができる。

北九州市社会教育委員会議規則

第1条 社会教育委員の会議には、委員の互選により、議長および副議長2人をおく。

第2条 議長および副議長の任期は1年とする。ただし、再選されることができる。

第3条 議長は、社会教育委員の会議を主宰する。

第4条 副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき、または、議長が欠けたときは、その職務を行う。

第5条 委員の会議は、必要に応じて教育長がこれを招集する。

第6条 会議の招集は、開会の7日前までにこれを通知しなければならない。

第7条 教育長は、会議開催の日時、場所および会議に附議すべき事をあらかじめ通知しなければならない。

第8条 この規則に定めるもののほか、社会教育委員の会議に関し必要な事項は、別に定める。

付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱

(付属機関の委員の候補者の選定における留意事項)

第4条 付属機関の委員の候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(2) 委員の兼職の数は、4を限度とすること。このため、委員の候補者の選定に当たっては、あらかじめ総務局総務課において多数兼務委員の状況を確認し、他の付属機関の委員を4以上兼ねる者を候補者として選定しないものとする。

(3) 委員の在任期間は、最初に就任したときからの任期を通算して10年を限度とすること。